

# 令和3年度 旧上田食肉衛生検査所土壌概況調査業務仕様書

## 第1章 業務概要等

### 1 業務概要

本業務は、上田市常磐城に所在する「旧上田食肉衛生検査所」の事務所閉所に伴う、土壌汚染対策法に基づく土壌概況調査を実施するものである。

### 2 委託業務名

令和3年度 旧上田食肉衛生検査所土壌概況調査業務

### 3 調査対象地

上田市常磐城3-3-59（旧上田食肉衛生検査所 敷地内）

面積：2212.24平方メートル

### 4 履行期限

契約日の翌日から令和4年3月31日まで

## 第2章 一般共通事項

### 第1節 総則

#### 1 適用範囲

(1) 本仕様書は、長野県が実施する「旧上田食肉衛生検査所」の事務所閉所に伴う土壌概況調査業務に適用する。

(2) 本仕様書に定めのない事項は、下記要領等に基づき実施するほか、JISに定める試験法によるものとし、規格のないものについては、「地質調査の方法と解説（地盤工学会）」及び「土質試験の方法（地盤工学会）」の解説に準拠する。この他、発注者と受託者の協議により実施する。また、土壌汚染調査は、次の法令及び基準に準拠して実施するものとする。

ア 土壌汚染対策法、土壌汚染対策法施行令、土壌汚染対策法施行規則

イ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）（環境省 水・大気環境局土壌環境課）

#### 2 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、発注者と協議する。

#### 3 資料の提示

業務に必要な資料で長野県が所有している資料については、必要に応じて提示を行う。

#### 4 法令等の遵守

受注者は、調査の実施にあたっては関係法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

#### 5 機密の保持

本契約に関し、業務内容及び業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。なお、業務が完了し、又は業務契約が解除された後においても同様とする。

## 6 業務完了報告

受注者は、業務完了後、業務完了報告書（様式任意）及び土壌概況調査結果報告書（成果品：製本1部、写し1部及び電子データ1式）を提出し検査を受けるものとする。

## 第2節 調査の実施

### 1 業務実施機関

本業務の実施機関は、以下に示す要件を有すること。

- (1) 土壌汚染対策法に定められた指定調査機関であり、環境省の実施する土壌汚染調査技術管理者試験に合格した者を技術管理者に配置していること。
- (2) 計量法に基づく計量証明事業所[濃度（水中及び土壌中の物質の濃度に係る事業）]において計量すること。

### 2 業務計画の提出

受託者は、調査に着手する前に、業務計画書を提出しなければならない。なお、業務計画書に記載すべき事項については下記のとおりとする。

- (1) 調査概要
- (2) 実施方針
- (3) 調査工程
- (4) 主要機材
- (5) 使用する主な図書及び基準
- (6) 連絡体制（緊急時を含む）
- (7) その他必要事項

### 3 確認及び立ち合い

受注者は、下記の場合には発注者に連絡し、確認及び立ち合いを受けること。

- (1) 調査対象地への現地調査を実施するとき
- (2) その他発注者が指示したとき。

## 第3節 安全管理

### 1 安全対策

履行場所においては関係法規を遵守し、常に業務の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めるとともに、現場の作業等者の出入り、火災・盗難の防止、風紀・衛生等の取締り、その他について十分な注意を払わなければならない。

### 2 事故対応

- (1) 受注者は、事故等が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに直ちに発注者及び関係機関に通報し、適切な処置を行うこと。
- (2) 受注者は、その責めを帰すべき事由により、業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 第3章 特記仕様

#### 1 調査目的

本調査は、調査対象地における土壌汚染対策法に基づく特定有害物質による汚染の状況を把握することを目的とする。

#### 2 調査内容

調査は、調査対象地の地歴調査の結果及び地下埋設施設等を考慮の上決定した図1及び図2に示す地点について、試料を採取し分析を行うものとする。調査の詳細は、表1に示すとおりである。

#### 3 打合わせ協議

調査着手前に実施するものとするが、必要に応じて実施するものとする。

表1 業務内容

項目	規格・寸法・項目	単位	数量	試料採取深度
1 土壌ガス調査	第1種特定有害物質			
(1)土壌ガス採取業務	土壌ガス採取	地点	22	0.8～1m
(2)土壌ガス分析業務	ジクロロメタン	検体	20	
	ベンゼン	検体	21	
2 土壌調査	第2種特定有害物質			
(1)土壌採取業務	機械ボーリング	地点	26 6 17	50 cm 75 cm 1.3 m
(2)土壌分析業務				
土壌溶出量調査	六価クロム化合物	検体	33	
	シアン化合物	検体	39	
	水銀及びその化合物	検体	15	
	セレン及びその化合物	検体	33	
	鉛及びその化合物	検体	39	
	砒素及びその化合物	検体	39	
	ふっ素及びその化合物	検体	31	
	ほう素及びその化合物	検体	33	
土壌含有量調査	六価クロム化合物	検体	33	
	シアン化合物	検体	39	
	水銀及びその化合物	検体	15	
	セレン及びその化合物	検体	33	
	鉛及びその化合物	検体	39	
	砒素及びその化合物	検体	39	
	ふっ素及びその化合物	検体	31	
	ほう素及びその化合物	検体	33	

3 解析業務				
打合わせ協議		回	2	
調査結果報告書作成		式	1	製本 1 部、写し 1 部、 電子データ (CD - R) 1 部